

社会福祉  
法人 五所川原市社会福祉協議会評議員及び役員等の  
費用弁償並びに報酬等に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人五所川原市社会福祉協議会（以下「本会」という。）の評議員、役員（理事及び監事）及び本会の運営上の必要から選任した委員等（以下「評議員等」という。）への費用弁償、報酬、旅費（以下「費用弁償等」という。）の支給について定めるものとする。

(費用弁償の種類等)

第2条 評議員等が本会会長の指示または理事会の委任を受けて法人業務を行う場合、次の各号に掲げる費用弁償を行う。

- (1) 文書等で明示された用務先に出向いた場合は、活動実費として一日当たり2,000円を弁償する。
- (2) 用務先への移動に公共交通機関を用いた場合は、その実費を弁償する。ただし、それにより難しい場合で私有車を用いた際には、最も経済的な通常の路程による移動距離に1キロメートルにつき25円を乗じた額（1円未満は切り上げ）を車賃として弁償する。

(報酬)

第3条 本会の役員に報酬は支給しない。ただし、常務理事を除くものとする。

(常務理事の報酬等)

第4条 常務理事には、報酬を支給するほか、必要に応じて通勤手当、期末手当等を支給することができる。ただし、職員を兼ねる者には支給しない。

- 2 報酬は、常務理事の前職歴等を勘案した月額とし、予算の範囲内において会長が別に定める。
- 3 通勤手当、期末手当等を支給する場合は、職員に準ずる。
- 4 退職手当は、別に定める規程による。
- 5 社会保険等に参加する場合は、職員に準ずる。
- 6 報酬は、その職に就いた月から退いた月までを支給するものとし、月の途中で当該日があった場合は、在職日数に応じて支給する。

(旅費)

第5条 職務の内容に応じて旅行を命じられた評議員等には、第2条第1項第2号による費用弁償に代え、旅費を支給する。

2 旅費の取り扱い基準は職員旅費規程と同様する。ただし、宿泊料は一夜につき13,300円（青森県内）、14,800円（青森県外）とする。

（費用弁償等の支給方法）

第6条 費用弁償等の支給は、評議員等が指定する預貯金口座に翌月末日までに振込によって行うことを原則とする。

（施行細則）

第7条 海外旅行、その他この規程に定めるもののほか、運用に関して必要な事項は、本会会長が別に定める。

附則

この規程は、平成29年12月1日から施行する。

